

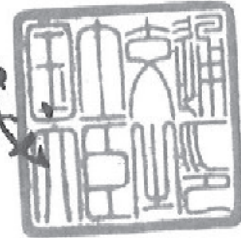
# 認定書

国住指第2944-1号  
平成20年11月21日

株式会社 安田鉄工所

代表取締役 安田 敦様

国土交通大臣 金子 一義



下記の構造方法等については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行規則第1条の3第1項第1号イ及び同号ロ(1)の規定に適合するものであることを認める。

## 記

1. 認定番号 TFB M-080373
2. 認定をした構造方法等の名称  
鉄骨製作工場において溶接された鉄骨の溶接部
3. 認定をした構造方法等の内容  
下記及び別添の「1. 品質管理体制」による。
  - (1) 鉄骨製作工場の名称及び所在地  
名称 株式会社 安田鉄工所  
所在地 北海道北見市小泉426番地の3
  - (2) 適用範囲
    - ① 鉄骨溶接構造の400N及び490N級鋼で板厚40mm以下の鋼材とする。ただし、通しダイヤフラム（開先なし）の板厚は400N及び490N級鋼で50mm以下とし、ベースプレートの板厚、Gコラム及びSTコラムのパネル厚肉部の板厚は40mmを超えることが出来るが、溶接方法、鋼種及び板厚に応じた適切な予熱を行ったうえで溶接するものとする。
    - ② 作業条件は下向及び横向姿勢とし、溶接技能者の資格は、下向姿勢の場合SA-3F又はA-3F、横向姿勢の場合SA-3H又はA-3Hとする。
    - ③ 溶接材料と入熱、パス間温度の組合せは、別添の「2. 入熱・パス間温度」による。

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。